

## 延岡市協働・共汗林業用施設整備事業実施要領

(趣 旨)

**第1条** 本要領は、森林が自然環境の保全・形成等、公益的機能の面で重要な役割を果たしているとの認識のもと、本市と地域に暮らす市民との協働と共汗により、身近にある林業用施設等における簡易な改良工事等を行う「延岡市協働・共汗林業用施設整備事業」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設及び対象者)

**第2条** 本事業の対象となる施設は、林道及び林道に付帯する施設（以下「施設」という。）とし、対象者は、当該地区に暮らす市民の属する自治会等の団体（森林組合その他委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織を含む。）（以下「対象者」という。）とする。

- ① 「林道」とは、延岡市が林道台帳に記載し、管理している林道をいう。
- ② 「林道に付帯する施設」とは、林道の機能を維持するために必要な排水路などの付帯施設をいう。

(事前の審査)

**第3条** 本事業を実施するにあたっては、前条に規定する対象者の代表者（区長等）が、あらかじめ農林水産部林務課及び各総合支所産業建設課に「施設」の改良工事等について協議書（様式1号）を提出し、事業実施についての採択（様式2号）を得るものとする。

(対象工事)

**第4条** 本事業の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- ① 簡易な林道舗装等の補修改良工事
- ② 林道側溝蓋の敷設等の補修改良工事
- ③ その他市長が認める施設の簡易な補修改良工事

(役割分担)

**第5条** 本事業を実施するに際しては、本市は、対象者へ前条に定める工事に必要な原材料や製品等（事項に掲げるもの）を支給し、機械や器具等を貸出すものとし、対象者は工事に従事するものとする。

- ① 原材料とは、補修等に必要なコンクリート、砕石、路面補修用常温合材、その他これらに類するものをいう。
- ② 製品とは、U字溝、ヒューム管、杭、板材、フトンかご、土のう袋、コンクリート製蓋、その他これらに類するものをいう。

(事業の実施)

**第6条** 本事業の実施は、第3条の規定により事業の採択を受けた対象者が実施するものとする。

- 2 本市と対象者は、本事業を実施するに際して、基本協定書（様式3号）の締結を行うものとする。
- 2 対象者の現場責任者は、対象工事を適正かつ安全に行うため、実施計画書（様式4号）の作成を行うものとする。

(完了報告)

**第7条** 対象者は、対象工事が完了したときは、速やかに完了の報告を行うものとする。

(確認検査)

**第8条** 市長は、第7条の報告があったときは、完了の確認を行うものとする。

附 則

本要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

本要領は平成28年7月1日から施行する。

附 則

本要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

本要領は令和4年7月1日から施行する。